

富福総発第 160 号

令和 3 年 8 月 6 日

富士市社会福祉センター事業審議会

会長 牛場 智 様

富士市長 小長井 義正

富士市社会福祉センターの存廃等について（諮問）

富士市附属機関設置条例第 3 条の規定に基づき、次の事項を諮問いたします。

1. 富士市社会福祉センターの存廃について
2. 富士市社会福祉センターの施設利用時の受益者負担等について

趣 旨

本市の社会福祉センターは、市内に居住する 60 歳以上の高齢者、障害者、児童及びその付添者に対し、健康の増進・機能訓練・文化教養の向上及びレクリエーションの場を提供しております。

また、福祉や健康などについての相談に応じるなど、健康で明るく、生きがいのある生活が送れるように支援することを目的とし、市内 7 か所に設置されております。

一部施設については、災害時に要配慮者の受皿となる福祉避難所としての役割を担っております。

一方で、施設の利用者は主に高齢者であり、日常的な利用者は一部の人に限られていることや、大半の施設が建設後 30 年を経過しており、今後老朽化により、施設の改修や設備の修繕などに要する経費の増加が見込まれています。

また、高齢者の趣味の多様化が進み、類似機能を備えた民間施設が増加していることから、社会福祉センターの差別化が難しくなっており、行政が運営する意義を見直す時期となっております。

このような状況を踏まえ、社会福祉センターの存廃及び施設利用時の受益者負担等について、貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。